

# 重大事態への対応マニュアル

海陽町立海南小学校

## 1. 重大事態の状況

○児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある状況例

- 児童が自殺を企図した場合
- 心身に重大な被害
  - ・リストカットなどの自傷行為
  - ・暴行を受け骨折
  - ・投げ飛ばされて脳震盪
  - ・殴られて歯が折れる
  - ・カッターで刺されそうになる
- 児童が精神性の疾患を発症した場合
  - ・心的外傷後ストレス障害の診断を受ける
  - ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
  - ・多くの児童の前で、ズボンと下着を脱がされ裸にされる
- 高額の商品を奪い取られた場合
  - ・複数の児童から金銭を強要され、やむを得なく支払う
  - ・ゲーム機、スマートフォンなどを壊される。
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合
  - ・いじめが原因と考えられる年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

ほか

○児童・保護者から重大事態に至ったとの申立てがあったとき

○町教委や学校が重大事態と判断する事態

## 2. 重大事態発生時の対策組織

(1) 組織員の構成

①既存の「学校いじめ対策委員会」

○構成員

ア、校内構成員：校長・教頭・教務主任・養護教諭・特別支援コーディネーター  
・生徒指導主任・人権教育主事・研修主任・学級担任

(場合により対処に当たって、関係の深い教員も加える)

イ、校外構成員：スクールカウンセラー・特別支援巡回相談員、南部子供女性センター職員・学校関係者評価委員・牟岐町青少年健全育成センター職員

(2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報提供、真摯で丁寧な対応（対応者：校長）

### 3. 発生後の対応

(1) 町教育委員会に報告（校長）

(2) 重大事態対応のための調査組織の設置

※公平性，中立性が確保された組織が，客観的な事実確認を行う。

① 2（1）アの構成員で状況把握，情報共有等を行う。

・PTA，保護者への説明会開催を検討する。

・全校集会，学級保護者会開催を検討する。

②被害児童・保護者に調査等の事前説明を行う。

③必要性に応じて2（1）イの中から，適切な専門家を加えた調査組織形成

④さらに必要に応じて，学識経験者等を加えた第三者組織を形成する。

### 4. 被害児童・保護者への調査方針の説明や情報提供

(1) 調査に入る前に被害児童・保護者に次の①～⑥を説明する。

①調査の目的・目標

②調査主体

③調査時期・期間

④調査項目

⑤調査方法

⑥調査結果の提供

（留意事項）

・被害児童・保護者に寄り添った対応を第一とする。

・加害児童・保護者にいじめの事実関係についての説明する。

### 5. 調査組織「学校いじめ対策委員会」で，事実関係を明確にする調査を実施

・いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定でなく，客観的な事実関係を調査）

・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。

（文科省「背景調査の指針（改訂版）」を参照する。）

①文書情報の整理

②アンケート調査の実施（文科省：詳細調査の実施 P 17 参照）

③聴き取り調査の実施（文科省：詳細調査の実施 P 18 参照）

④情報の整理（文科省：詳細調査の実施 P 19 参照）

### 6. 調査結果を町教育委員会に報告

・町教育委員会を通じて町長へ報告・連絡

### 7. 調査結果を基に必要な措置を講ずる

・被害児童に対して，事情や心情を聴取し，状況に応じて継続的なケアを行う。

※カウンセラーや相談員の配置検討，必要に応じて被害者を取り巻く周囲の児童への心のケアも行う。

・被害児童が不登校になっている場合は，学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。

・再発防止策を検討（文科省：詳細調査の実施 P 20 参照）

・報告書の取りまとめをする。家庭地域への周知方法も検討する。

（文科省：詳細調査の実施 P 20 参照）